

改正 平成18年3月31日告示第49号
平成20年3月31日告示第43号
平成22年3月31日告示第103号
平成23年3月31日告示第62号
平成26年3月31日告示第49号
令和2年12月25日告示第271号
令和3年12月28日告示第308号

(趣旨)

第1条 この要綱は、淡路市契約規則（平成17年淡路市規則第49号。以下「契約規則」という。）に定めるもののほか、競争入札に参加する者（以下「入札参加資格者」という。）の資格審査、格付、指名基準等に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この要綱は、市が発注する土木工事及び建築工事（以下単に「工事」という。）に適用する。

(資格審査及び格付)

第3条 入札参加資格者の資格審査及び格付については、淡路市競争入札参加資格審査会規程（平成17年淡路市訓令第18号）に規定する淡路市競争入札参加者資格審査会（以下「審査会」という。）が行う。

(資格審査)

第4条 入札参加資格者の資格審査は、次の事項について、建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1に定める工事の種類ごとに行う。

- (1) 建設業法第3条第1項に規定する建設業の許可の有無
- (2) 建設業法第27条の23第3項の規定により国土交通大臣が定める審査の項目

(格付)

第5条 土木一式及び建築一式の各工事における入札参加資格者の格付等級については、建設業法第27条の23の規定に基づく建設業者の経営に関する客観的事項の審査結果の数値をもって、別表第1のとおり定める。

(発注対応工事金額の範囲)

第6条 格付等級に対応する工事の契約予定金額の範囲（以下「発注対応工事金額の範囲」という。）は、別表第2のとおりとする。ただし、審査会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 入札参加資格者について格付をしない工事にあつては、発注対応工事金額の範囲は特に定めない。

(一般共同企業体)

第7条 淡路市建設工事に係る共同企業体取扱要綱（平成19年淡路市告示第22号）に基づき結成される一般共同企業体（年間を通じて有効な共同企業体）については、同要綱により審査された数値に基づき、別表第1により格付する。

(特別共同企業体)

第8条 特別共同企業体（工事ごとに結成される共同企業体）の入札参加資格者に必要な資格については、工事ごとにその都度定める。

(資格者名簿の作成及び整理)

第9条 管財課長は、契約規則第4条の規定による認定がなされたとき又は変更届及び承継申請を受理したときは、その都度、資格者名簿を整理しておくものとする。

(指名要素)

第10条 入札に参加させる者(以下「入札参加者」という。)の指名に当たっては、次に掲げる指名要素を考慮し、競争の本旨に基づき適正かつ公平に選定しなければならない。

(1) 入札参加資格

ア 資格者名簿に登載されていること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項の規定に基づく資格制限期間中の者でないこと。

ウ 建設業法第28条に基づく営業の停止処分期間中の者でないこと。

エ 淡路市指名停止基準に関する規程(平成17年淡路市訓令第21号)に基づく指名停止期間中の者でないこと。

(2) 工事に対する技術的適正

ア 工事を施工するために必要な主任技術者又は監理技術者の有資格技術職員を有していること。

イ 同種の工事について相当の施工実績があること。

(3) 工事の成績

ア 平均工事成績が65点未満にあっては指名しないことができる。なお、平均工事成績が70点以上である県内業者は、特例範囲を適用することができる。

イ 当該年度に係る施工管理が不適切なものは指名しないことができる。

ウ 工事に係る施工管理が不適切なものは指名しないことができる。

(4) 手持工事の状況

手持工事の状況からみて、工事を施工する能力があるかどうかを総合的に判断すること。

(5) 安全管理及び労働福祉の状況

ア 工事について、過去2年間に死亡者の発生又は休業8日以上を負傷者の発生がないこと等、安全管理成績が特に優良である場合は十分尊重すること。

イ 勤労者退職金共済機構との退職金共済契約締結状況及び建設業厚生年金基金又は建設業労働災害補償共済制度への加入状況を尊重すること。

ウ 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づく障害者の雇用人員の達成状況を尊重すること。

(6) 工事の地域性等

中小建設業の育成、地域の産業振興及び雇用促進に資するため、地元業者で施工が可能な工事にあつては、極力地元業者に発注機会の確保を図るよう考慮するものとする。

(7) 経営内容の状況

金融機関からの取引停止に至らないが経営状態が客観的に不健全であると認められる者は、指名しないものとする。

(8) 反社会的な行為又は不誠実な行為の有無

次の事項に該当する者は、指名することができない。

ア 工事請負契約書に基づく措置請求に請負者が従わないこと等、請負契約の履行が不誠実である者

イ 一括下請負、下請負代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者としての下請負契約関係が不適切である者

ウ 入札参加資格制限及び指名停止に該当しない者にあつても、著しく社会的信用を失墜させ、又は誠実性に欠ける行為を行った者

(9) その他

- ア 工事に係る受注額及び指名回数状況
- イ 他の工事との関連
- ウ 指名に際し考慮すべき事項として審査会が認めた事項
(入札参加者数)

第11条 入札参加者の指名に当たっては、資格者名簿に登載された者の中から工事1件について、次に掲げる工事規模の区分に応じておおむね次のとおり選定する。ただし、特別な技術を要する場合は、この限りでない。

- (1) 250万円未満 6社～8社
- (2) 250万円以上500万円未満 8社～10社
- (3) 500万円以上1,000万円未満 10社～12社
- (4) 1,000万円以上 12社以上

(複合工事の入札参加者)

第12条 2種類以上の異なる種類の工事を併せて1件の複合工事として発注する場合の入札参加者の指名に当たっては、当該工事の全体額に占める工事種類別金額の比率を勘案し、比率の高い工事種類を対象として選定する。

(指名の特例)

第13条 災害復旧に係る工事、補修工事等で急施を要するなど特に必要と認められるものについては、発注対応工事金額の範囲にかかわらず、入札参加資格者のうちから指名することができる。

2 特殊な工事で資格者名簿の区分により難しい工事の入札参加者の指名に当たっては、入札参加資格者のうちから、特殊な工事に対応できる技術力及び信用力のある者を選定する。

(随意契約による見積参加者の選定についての準用)

第14条 第10条及び前2条の規定は、随意契約による場合の見積参加者の選定について準用する。この場合において、第10条の見出し中「指名」とあるのは「選定」と、同条中「入札に参加させる者(以下「入札参加者」という。)」とあるのは「見積参加者」と、「指名に」とあるのは「選定に」と、「指名要素」とあるのは「選定要素」と、「指名しない」とあるのは「選定しない」と、「指名する」とあるのは「選定する」と、「指名回数」とあるのは「選定回数」と、第12条の見出し中「入札参加者」とあるのは「見積参加者」と、同条中「入札参加者の指名」とあるのは「見積参加者の選定」と、前条の見出し中「指名」とあるのは「選定」と、同条中「指名」とあるのは「選定」と、「入札参加者」とあるのは「見積参加者」と読み替えるものとする。

(報告)

第15条 契約担当者は、資格者名簿に登載された者について、淡路市指名停止基準に関する規程別表第1若しくは別表第2に掲げる措置要件又は入札参加資格制限基準要綱(平成17年淡路市告示第4号)第2条各号の規定に該当する事実を知ったときは、審査会の会長に速やかに報告しなければならない。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日告示第49号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日告示第43号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日告示第103号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日告示第62号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日告示第49号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月25日告示第271号）

この告示は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和3年12月28日告示第308号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第5条、第7条関係）

格付表

格付等級	区分	土木一式工事	建築一式工事
A		950～	1,000～
B		800～ 949	650～ 999
C		650～ 799	～ 649
D		550～ 649	—
E		～ 549	—

(注)

- 1 区分されていない工事については、審査会で技術力及び信頼性のある者を選定する。
- 2 共同企業体等は、審査会で国土交通省の通知等を考慮して選定する。

別表第2（第6条関係）

発注対応工事金額の範囲

区分		単 体	一般共同企業体
土木一式工事	A	1億円以上	1億5,000万円以上
	B	2,500万円以上 1億円未満	5,000万円以上 1億5,000万円未満
	C	1,000万円以上 2,500万円未満	2,000万円以上 5,000万円未満
	D	500万円以上 1,000万円未満	700万円以上 2,000万円未満
	E	500万円未満	—
建築一式工事	A	3億円以上	
	B	2,000万円以上 3億円未満	
	C	2,000万円未満	